

## 秋田県告示第252号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

令和3年4月16日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 保安林予定森林の所在場所  
北秋田市阿仁幸屋渡字高畑岱44、58、61の4、65、66、68の1、68の2、69、74の2、76、77の1、88の1、89の1、93、94の2、94の5、94の24、94の26、94の27、94の30から94の32まで、字桁子沢2の1、8の6
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字高畑岱44・58・69・77の1・93・94の5（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県農林水産部森林整備課、秋田県北秋田地域振興局農林部及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 秋田県告示第253号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

令和3年4月16日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 保安林予定森林の所在場所  
大館市岩瀬字外蛭沢15の3、16、17、18の1、18の2、23から25まで、29、30の5、30の14、30の25
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字外蛭沢15の3・16・17・18の1・23・25・29・30の5・30の14（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、30の25
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県農林水産部森林整備課、秋田県北秋田地域振興局農林部及び大館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 秋田県告示第254号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

令和3年4月16日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鹿角市八幡平字深59の1、59の39から59の41まで、59の43、59の46、59の49から59の52まで、59の60、59の62、59の64
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字深59の40・59の41・59の46・59の49・59の50（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県農林水産部森林整備課、秋田県鹿角地域振興局農林部及び鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 秋田県告示第255号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

令和3年4月16日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 保安林予定森林の所在場所  
由利本荘市鳥海町上笹子字竜ヶ沢46
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県農林水産部森林整備課、秋田県由利地域振興局農林部及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）